

近世やまと絵作品における公家らによる詞書等の資料的検討

(2) 土佐光起筆「三夕図」(個人蔵) 土佐光成筆「新六哥仙画帖」(和泉市久保惣記念美術館蔵)

知 念 理

はじめに

十七世紀半ばから後半にかけて、後水尾院の主導による王朝古典復興への機運が高まるなか、やまと絵流派の土佐派、住吉派が制作した歌仙絵ほか各種の歌絵、源氏絵などには、天皇、上皇周辺でサロンを形成した公家や門跡らによる膨大な筆跡(和歌・詞書)が認められる。本稿は、それら筆跡が組合わされた画帖、画卷、あるいは対幅作品における伝承筆者の妥当性を基準的筆跡に照らして検証し、近世やまと絵作品の制作年代絞り込み、制作背景の考究等に向け広く参照活用されることを目的とする。

まず本誌第十九号では、重要文化財「大寺縁起」(全三巻、大阪・開口神社蔵)について取り上げた⁽¹⁾。土佐光起の最晩年(元禄三年／一六九〇―七十四歳)の基準作で、下巻末の奥書に制作時の純然たる詞書筆者目録が含まれる。『基熙公記』の関係記事や近年の保存

修理で明らかになった墨書銘など関係史料も充実し、計二十五人により執筆された上巻五段、中巻十二段、下巻八段の詞書は、各人筆跡のゆるぎない基準例とみなすことができるが、このように詞書筆者同定の根拠が完備されたケースは極めてまれな部類に属する。後世に付け加えられたものでも筆者目録や極書など付属文書が添っていればまず上々で、収納木箱や軸表装の巻絹に伝承筆者名が墨書されるだけの作例がむしろ大多数を占める。

ここでは箱書きのみある土佐光起筆「三夕図」(個人蔵⁽²⁾)、および、作品制作と同時期とみられる筆者目録が付属する土佐光成筆「新六哥仙画帖」(和泉市久保惣記念美術館蔵⁽³⁾)の二件の歌意図を取り上げ、計九人の伝承筆者各人の筆跡としての妥当性を検証する。

一 土佐光起筆「三夕図」(個人蔵)

本作は、いわゆる三夕和歌を詠んだ歌人(寂蓮、定家、西行)を

肖像ではなく、詠じられた風景にたたずむ旅人に見立てて描く三幅対の歌意図【図1-1-3】である。人物とその周囲の樹石に強めに彩色を入れ、周辺の情景を淡墨・淡彩で仕上げる画面空間は実に瀟洒で、和歌の享受とともに立ちのぼる深い余韻、雅やかな情趣を見事に視覚化している。^④光起は承応度内裏障壁画にも三夕図を描いているが、その画面の雰囲気がどのようなものであったかは本作などが大いに参考になるはずである。款印は各幅ともに「土佐左近将監光起図之」、白文方印「光起之印」が備わる。

各幅に書される三夕和歌（『新古今和歌集』）は以下の通り。

（寂蓮）

さびしさはその色としもなかりけり 楨立つ山の秋の夕暮

（定家）

みわたせば花も紅葉もなかりけり 浦の苫屋の秋の夕暮

（西行）

こゝろなき身にもあはれはしられけり 鳴たつ沢の秋の夕暮

各和歌の伝承筆者に関する情報は木箱蓋表の墨書【図2】である。

二条康通（道）公 楨立山／九条兼晴公 浦の苫や／近衛基熙

公 鳴たつ沢 ※（ ）内は稿者補足

二条康道（一六〇七―一六六）とされる寂蓮幅【図1-1-1】の筆跡は、土佐光則筆「源氏物語画帖」（徳川美術館蔵）の〈若紫（二）〉詞書と比較すると、いずれも右に若干傾きながら、ゆらぎの少ない字配りをみせ、「は（波）・も（毛）・な（奈）」などの字形が一致する。また『日本書蹟大鑑』掲載の「短冊」^⑤でも「さ（左）・は（波）・そ（曾）・の（能、乃）・れ」などの字形が一致する。

九条兼晴（一六四一―一七七）とされる定家幅【図1-1-2】の筆跡は、狩野探幽筆「新三十六歌仙図帖」（東京国立博物館蔵）の〈右一 式子内親王〉和歌と比較すると、「の（乃）・秋」などの字形が一致し、住吉具慶筆「源氏物語絵巻」（MIHO MUSEUM蔵）の第一巻〈若紫〉詞書に比べても、「な（那）・け（気）・の（乃）・れ」などの字形が一致する。

近衛基熙（一六四八―一七二二）とされる西行幅【図1-1-3】の筆跡は、例えば、住吉具慶・狩野秀信筆「時代不同歌合」（静嘉堂文庫美術館蔵）の〈法性寺入道前関白太政大臣・山辺赤人〉和歌^⑥と比較すると、「な・み・あ・れ（礼）・は（盤）・つ（津）」など、基熙特有の字形が一致する。

以上から、本「三夕図」に書された和歌はいずれも、木箱蓋表に墨書された各伝承筆者の筆跡として妥当なものと判断される。近衛基熙の年齢を考慮すると寛文元年（一六六一）・十四歳あたりが揮毫の上限となるだろうか。二条康道の没年が寛文六年（一六六六）六十歳）であることから、およそ寛文年間前半中（一六六一―一六六）まで制作年代を絞り込むことができる。光起が三十八歳（承応三年・一六五四）で左近衛将監に任ぜられてから十年前後の作となる。

この間、寛文四年には九条兼晴が二十四歳で、翌五年近衛基熙が十八歳で、ともに若くして内大臣に昇進している。わずか三人の寄合書きでも生没年に差がある人物が交じっているれば、筆跡の妥当性を検証することにより制作年代を絞れる一例といえよう。

二 土佐光成筆「新六哥仙画帖」（和泉市久保惣記念美術館蔵）

公家らの筆跡検証を伴う先学らの作品研究では、土佐光起、住吉

如慶・具慶、あるいは狩野探幽といった十七世紀なかばから後半に活躍期をもつ絵師らの作品が主たる考察対象とされてきたが、十七世紀終わりから十八世紀をまたぐ次世代の絵師らの作品についてはほとんど着手されていない。その筆頭にあげたいのは光起の後継者であり、これまでの作品調査を通じて各種歌絵制作への積極的な関与がうかがえる土佐光成である。⁽¹⁰⁾ 光成作品では筆跡の担い手である撰関家らの公家、門跡も同様に次世代の面々へと移行しているが、現状では比較すべき基準的筆跡の検索が難しい人物の筆跡に関しても積極的に蓄積を進めてゆく必要がある。

土佐光成筆「新六哥仙画帖」（和泉市久保惣記念美術館蔵）は、和歌六面【図3-1和歌1-6】、絵六面【図4-1絵1-6】で構成される。⁽¹¹⁾ 和歌料紙は金泥で竜欄文を押し、金銀泥の飛蝶、飛燕を散らした染紙で、歌仙名と『新古今和歌集』から選ばれた各人の和歌を二首ずつ散らし書する。⁽¹²⁾

【図3-1和歌1】

後京極摂政前太政大臣

空はなをかすみもやらず風さえて 雪げにくもる春の夜の月

さそはれぬ人のためとや残りけん 明日よりさきの花の白雪

【図3-1和歌2】

前大僧正慈円

ふけゆかば煙もあらじ塩釜の うらみなはてそ秋の夜の月

雁のくる伏見の小田に夢さめて ねぬよの庵に月をみるかな

【図3-1和歌3】

皇太后宮大夫俊成

雨そ、ぐ花たちばなに風すぎて 山時鳥雲になくなり

大井河かゝりさしゆく鵜飼舟 いくせに夏の夜をあかすらん

【図3-1和歌4】

前中納言定家

梅の花にほひをうつす袖のうへに 軒もる月のかげぞあらそふ

時わかぬ波さへ色にいづみ河 は、そのもりに嵐ふくらし

【図3-1和歌5】

従二位家隆

思ふどちそことも知らずゆきくれぬ 花の宿かせ野べの鶯

秋の夜の月や雄鳥のあまのはら あげがたちかき沖のつり舟

【図3-1和歌6】

西行法師

さびしさにたへたる人の又もあれな 庵ならべん冬の山里

小山田の庵近くなく鹿の音に おどろかされておどろかすかな

一方、絵は前節の光起による「三夕図」同様、歌仙の肖像ではなく歌意図となっており、しかも二首の和歌それぞれの歌意を巧みに組み合わせた情景（月夜と水景が多い）を作りこむ面白い趣向をもつ。

例えば「後京極摂政前太政大臣」和歌【図3-1和歌1】に対応する絵【図4-1絵1】では、硯箱の蓋に盛った「花の白雪」を贈られた歌人が、雪の気配もする肌寒い春のおぼろ月夜を眺める様となっている（ただし絵は和歌と同じ台紙の裏面に貼られ同時に見ることはできない）。樹石、人物の細密描写は的確で、透明感ある彩色が柔らかな金泥の霞に包まれて素地に映え、抒情味あふれる優美な画調を奏でている。なお俊成、西行和歌【図3-1和歌3/6】に対応するそれぞれの絵【図4-1絵3/6】には歌人の姿はみえない。「西行法師」和歌【図3-1和歌6】に対応する絵【図4-1絵6】に「土左／従五位下刑部権大輔藤原光成筆」の款記があり、すべての絵に朱文方印「印章」をおす。

本画帖の和歌伝承筆者に関する情報としては、「六歌仙色紙筆者目録」【図5】一通が付属する。

後京極 左大臣／慈圓 右大臣／俊成 一乗院宮／定家 妙法
院宮／家隆 曼殊院宮／西行 内大臣／外題 関白

官職と門跡名だけを簡潔に記した目録で、画帖制作と同時代の宮廷社会に対する認識共有を前提としなければ付属させる意味をもたない表記であり、後世の鑑定・評価に伴う二次的な作為によらない筆者目録と判断する。

まず左大臣、右大臣、内大臣、関白についてであるが、光成が款記の「従五位下刑部権大輔」に叙せられた、元禄九年（一六九六）から宝永七年（一七一〇）で没するまでの間の在任者を『公卿補任』により整理すると後掲の【別表】のような顔ぶれとなる。（一）内の公家らは元禄十七年の撰関家の連動的な昇進にともなう極めて短期の調整的叙任で、ここでは考慮から外してよい。実質的には太字で示した撰関家の公家らが伝承筆者検討の対象となる。

これら撰関家公家のなかで、容易にその筆跡に当りが付けられる人物がいる。洗練された上代様を特徴とする近衛家熙（一六六七―一七三六）である。本画帖では「前大僧正慈円」【図3-1和歌2】の書風がそれに該当する。前稿で取り上げた土佐光起筆「大寺縁起」（開口神社蔵）の下巻（第一段）詞書に限ってみても、斜画をとまない右に傾く特徴ある「月」の字形をはじめとして、「正・あ・の（乃）・に（耳）・を」などの字形が一致する。さらに「和歌懷紙」（陽明文庫蔵）では、「ゆ（遊）・し（志）・み・つ（都）・ふ（布）」など多くの字形が一致するほか、「秋・夜・る（流）」などの字形も他の筆跡にあたると一致が確認でき、染筆者は家熙で間違いない。右大臣が家熙で確定できると、その在任期間から左大臣は鷹司兼熙、内大臣は九条輔実、関白は近衛基熙に決まってくる。

まず、筆者目録が左大臣の染筆とする「後京極摂政前太政大臣」和歌【図3-1和歌1】が鷹司兼熙（一六五九―一七二五）の筆跡とみれるかどうか。結論からいえばそう判断して問題ない。実は兼熙も比較的当りを付けやすい筆跡を持つ公家で、肉太で筆勢あふれる折れ、はね、はらいに特徴がある。まずやはり「大寺縁起」の中巻（第一段）詞書と比較してみると、「を（越）・や・す（須）・け（遣）・る（類）・夜・の（乃）」などの字形が一致している。また狩野派作品だが、狩野常信筆「和歌十牀」（個人蔵）の〈幽玄牀〉和歌を兼熙は染筆しており、「そ・乃・の・れ」などの字形と筆勢の特徴を一致させる¹⁷。

次に、筆者目録が内大臣、つまり九条輔実（一六六九―一七二九）を染筆者とする「西行法師」和歌【図3-1和歌6】であるが、輔実の遺墨はまれともいわれ、参照できた筆跡はごくわずかだが以下のような狩野派作例がある。まず前出の狩野常信筆「和歌十牀」の〈長高牀〉和歌と比較すると、「や・山」の字形が一致するほか、狩野岑信筆「女房三十六歌仙画帖」（赤穂市教育委員会蔵）の〈相模〉和歌【図6】では、「へ・の（能）・と・ろ（路）・か」の字形が一致する。また、「九条輔実筆和歌懷紙」（センチュリーミュージアム蔵）では、「ひ（飛）・た（堂）」の字形が一致し、九条輔実の筆跡とみてよいだろう。

残るは三門跡である。元禄九年から宝永七年の間の門跡は、「一乗院宮」が真敬法親王、「妙法院宮」が堯延法親王、「曼殊院宮」が良応法親王にそれぞれ該当する。後二者は筆跡の報告も比較的多い堯如法親王、良尚法親王の各付弟であるが、この世代の門跡に関しては現時点で参照可能な手元の筆跡情報は限られてくる。

まず、筆者目録が一乗院宮＝真敬法親王（一六四九―一七〇六）の染筆とする「皇太后宮大夫俊成」和歌【図3―和歌3】だが、「大寺縁起」の下巻（第八段）詞書⁽²¹⁾と比較すると、「あ・な・に（耳）・を（越）・す（須）」などの字形、あるいは字画の隙間をつぶすクセを一致させる。また、真敬法親王の若い時期に遡る筆跡だが、前節で九条兼晴に関して取り上げた、住吉具慶筆「源氏物語絵巻」（MIHO MUSEUM蔵）の第一巻〈花散里〉詞書⁽²²⁾でも「き・ち・を（越）・り（里）」などの字形が一致しており真筆と判断できる。

次に、妙法院宮＝堯延法親王（一六七六―一七一八）の染筆とする「前中納言定家」和歌【図3―和歌4】は、前出の狩野岑信筆「女房三十六歌仙画帖」（赤穂市教育委員会蔵）の〈宮内卿〉和歌【図7】と比較すると、行間が詰まった字配りや、「の・は（者・波）」の字形に一致をみる。慎重を期すならばさらに比較材料が必要だが同筆とみてよいのではないかと考える。なお「十二月花鳥和歌」（早稲田大学図書館蔵）の〈十二月〉和歌⁽²³⁾への染筆が検索できる。

さいごに、曼殊院＝良応法親王（一六七八―一七〇八）の染筆とする「従二位家隆」和歌【図3―和歌5】については、やはり前出の狩野岑信筆「女房三十六歌仙画帖」の〈中務〉和歌【図8】にあたりと、「す（寸）・つ（津）・り（里）・羅（ら）あ（阿）・け（気）」などの字形が、また同じく前出の狩野常信筆「和歌十牀」の〈面白體⁽²⁴⁾〉では、「ひ・す（春）・あ（阿）」などの字形が一致する。良応法親王は註17で触れた「南都八景画帖」の〈佐保川蜩〉、同じく「十体和歌画帖」の〈鬼拉體〉の伝承筆者でもあり、光成作品への関与が深い門跡といえる。

以上、本画帖に含まれる和歌筆跡の検証を行ったが、左大臣・鷹

司兼熙をはじめ、筆者目録に記された公家・門跡の基準的筆跡にそれぞれ一致するものであることがおおむね確認できた。関白＝近衛基熙とされる「外題」【図9】は「六哥仙」の三文字で検証には及び難いものの順当な揮毫の割り当てであり、あえてこれだけをしりぞける理由もない。いずれにせよ本画帖の制作は、元禄九年（一六九六）から、近衛基熙に代わり鷹司兼熙が関白に昇進する元禄十六年（一七〇三）一月までの間に絞り込むことができる。

おわりに

久保惣画帖を収める外箱には「六歌仙／禁裏分御拝領」の墨書貼紙がある。表紙【図9】は萌黄地に金糸の丸龍文を入れた花唐草文緞子で、四隅は十五葉菊花の金具の留め具とする。この装幀は当初のものであろう。そして漠然とした印象ながら、宮中への献上品であった可能性が考えられるのではないだろうか。⁽²⁵⁾

これに関連して興味深いのが、近衛家熙筆「新六歌仙」（一帖・宮内庁三の丸尚蔵館蔵）である。新六歌仙の各人二首の和歌を異なる散らし書で表裏に貼って帖仕立てとしている。『近衛家熙―風雅の探求』（図版No.4、宮内庁三の丸尚蔵館、二〇〇一年）に、俊成（皇太后宮大夫俊成）と定家（前中納言定家）の和歌が掲載されている。

注目されるのは、俊成、定家とも今回検討した久保惣画帖の和歌【図3―和歌3／4】と全く同一といつてよい字配りの散らし書が認められる（一部文字は異なる）ことである。宮中への献上時期などは不詳（昭憲皇太后の御遺物）のようだが、久保惣画帖の成立、伝来に全く無関係な品とも思われない。註12でみたように後水尾院、

後西院の撰とされる「新六歌仙」が伝わるが、久保惣画帖の和歌の撰者も恐らくは院か天皇（靈元、東山）であったのではあるまいか。まずは今後、右の近衛家熙筆「新六歌仙」の内容調査を期し、改めて検討を加えてみたい。本稿では十分に比較材料を揃えられなかった堂上方の筆跡などもあわせて、大方よりご教示をお願いするものである。

註

- 1 知念理「〈研究資料〉近世やまと絵作品における公家らによる詞書等の資料的検討（1）土佐光起筆「大寺縁起」（開口神社蔵）」、『大阪市立美術館紀要』第十九号、二〇一九年。
- 2 三幅、絹本着色、（各）三九・〇×六一・五センチ。『特別陳列 土佐光起生誕四〇〇年 近世やまと絵の開花―和のエレガンス―』（大阪市立美術館、二〇一七年）図版No.34参照。
- 3 一帖、絵・絹本着色、和歌・彩牋墨書。（絵各）三一・八×四三・八センチ。『特別展 土佐派と住吉派―やまと絵の荘重と軽妙―』（和泉市久保惣記念美術館、二〇一八年）図版No.66参照。作品名称の「哥」は本図録での表記に従った（画帖表紙に貼られた外題による）。
- 4 近似の描写内容による縦幅三幅対の「三夕図」（東京国立博物館蔵）も光起は描いているが、こちらは大きすぎる余白をもて余した感もうかがえる。また土佐光成には三歌人の肖像を並べ、上方に簡略な歌意風景を分離的に加えた横単幅の「三夕図」（東京国立博物館蔵）がある。
- 5 榊原悟責任編集『江戸名作画帖全集V 土佐・住吉派 光則・光起・具慶』（駁々堂出版株式会社、一九九三年）図版No.203参照。
- 6 小松茂美編『日本書蹟大鑑』第十七卷（講談社、一九七九年）図版No.117（120参照）。
- 7 松原茂「狩野探幽筆「新三十六歌仙図帖」の制作事情」（『水莖』二号、一九八七年）口絵図版、本文挿図参照。
- 8 榊原悟「住吉派「源氏絵」解題―附諸本詞書―」（『サントリー美術館論集』三号、一九八九年）図33の4参照。
- 9 前掲5榊原「同書」図版No.193参照。

- 10 「三夕図」（東京国立博物館蔵）、「新六歌仙画帖」（板橋区立美術館蔵、ただし所蔵品図録では「六歌仙画帖」）、「新三十六歌仙図帖」（二作品あり、和泉市久保惣記念美術館蔵）、「南都八景画帖」（個人蔵）、「十体和歌画帖」（個人蔵）、「十二首和歌絵屏風」（香川県立ミュージアム蔵）、「定家詠十二ヶ月花鳥図屏風」（インディアナポリス美術館蔵）など。
- 11 新六歌仙は新古今時代を代表する六歌人（良経・慈円・俊成・定家・家隆・西行）で、古今時代の六歌仙にない称したもの。牡丹花肖柏がこの六人の秀歌を抄出した『六家抄』（一五〇五年頃成立）を撰んだあたりから始まる概念で、各人の私歌集を集めた『六家集』ができ、それが寛文年間に版行され広まったとされる。
- 12 久曾神昇編『日本歌学大系 別巻第六』（風間書房、一九八四年）所収の「新六歌仙」関係の諸本（宮内庁書陵部蔵）とは、和歌の選択が大きく異なる。例えば「新六歌仙」丁「雪月花」後水尾院御撰では、久保惣画帖と同順序の歌人の配列で三首づつ計十八首が撰ばれているが、和歌の一致は慈円の「ふけゆかば」一首のみ。また「勅撰六歌仙」戊「後西院」には一致する和歌がない。
- 13 前掲1知念「同論文」【図2-18】参照。
- 14 『特別展覧会 王朝文化の華 陽明文庫名宝展 宮廷貴族近衛家の一千年』（京都国立博物館、二〇一二年）図版No.91参照。
- 15 前掲1知念「同論文」【図2-6】参照。
- 16 安村敏信責任編集『江戸名作画帖全集IV 狩野派 探幽・守景・一蝶』（駁々堂出版株式会社、一九九四年）図版No.256参照。宝永元〜二年（一七〇四〜〇五）の制作とされる。
- 17 兼熙はその父・房輔に比すると、いまだ筆跡情報の蓄積に乏しい次世代だが、潜在的にはかなりの数の染筆が伝在しているとみられる。例えば、前掲10の光成筆「南都八景画帖」、「十体和歌画帖」の初段の和歌は関白の兼熙を伝承筆者とする。今回詳しく触れていないが、兼熙の基準的筆跡に含んでよいと見込まれる。前掲2「同書」図版No.29・30、および知念理「解題」参照。
- 18 前掲16安村「同書」図版No.257参照。
- 19 一帖、赤穂市指定文化財。赤穂市教育委員会ホームページ「兵庫県赤穂市の文化財」、「特別展 赤穂の指定文化財」（赤穂市立歴史博物館、二〇一一年）図版No.13参照。絵画作品として、また和歌筆跡として本格的な研究がまだみられない作品ながら、自身の調査所見として、付属する筆

- 者目録（若干写し誤りもあるが）に沿う堂上方の和歌筆跡と認めてよいと判断する。各人の官位から宝永元年（一七〇四）頃の制作と考えられる。画帖右頁の和歌色紙は外周に鮮やかな草花、樹木（一部には月や水流も加わる）を描き、細かに切り抜きをほどこして台紙に貼る凝った意匠をもち、前掲16の狩野常信筆「和歌十鉢」の色紙と類似の装飾性を有する。将軍家周辺からの御用かとも推測されるが、常信と岑信の近い距離、制作年の近接など成立背景に注意すべき二作品である。
- 一幅、センチュリーミュージアム収蔵品データベース参照。
- 前掲1知念「同論文」【図2-25】参照。
- 前掲8榊原「同論文」図33の8参照。
- 二卷、早稲田大学古典籍総合データベース参照。
- 前掲16安村『同書』図版No.261参照。
- 昭和十七年に「酒井家」が出した譲状も付属するが、「酒井忠道／号林堂」の白文方印が誰の印章か不明。小浜酒井家の忠道は大正九年に没している。



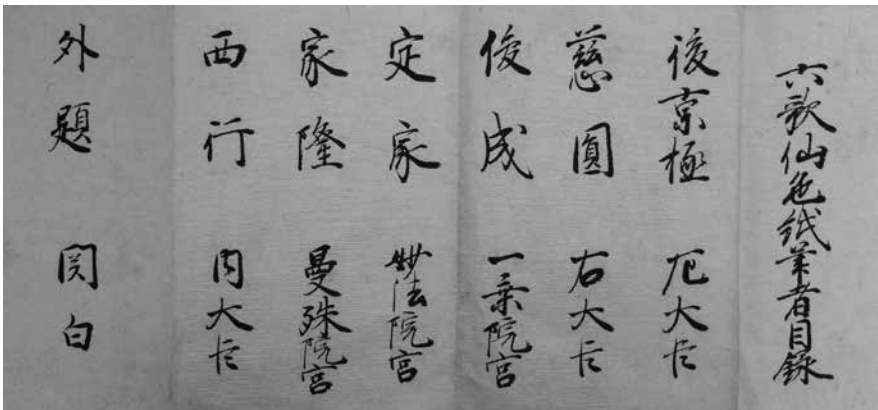
【図1-1】寂蓮



【図1-2】定家



【図1-3】西行



【図5】

【別表】

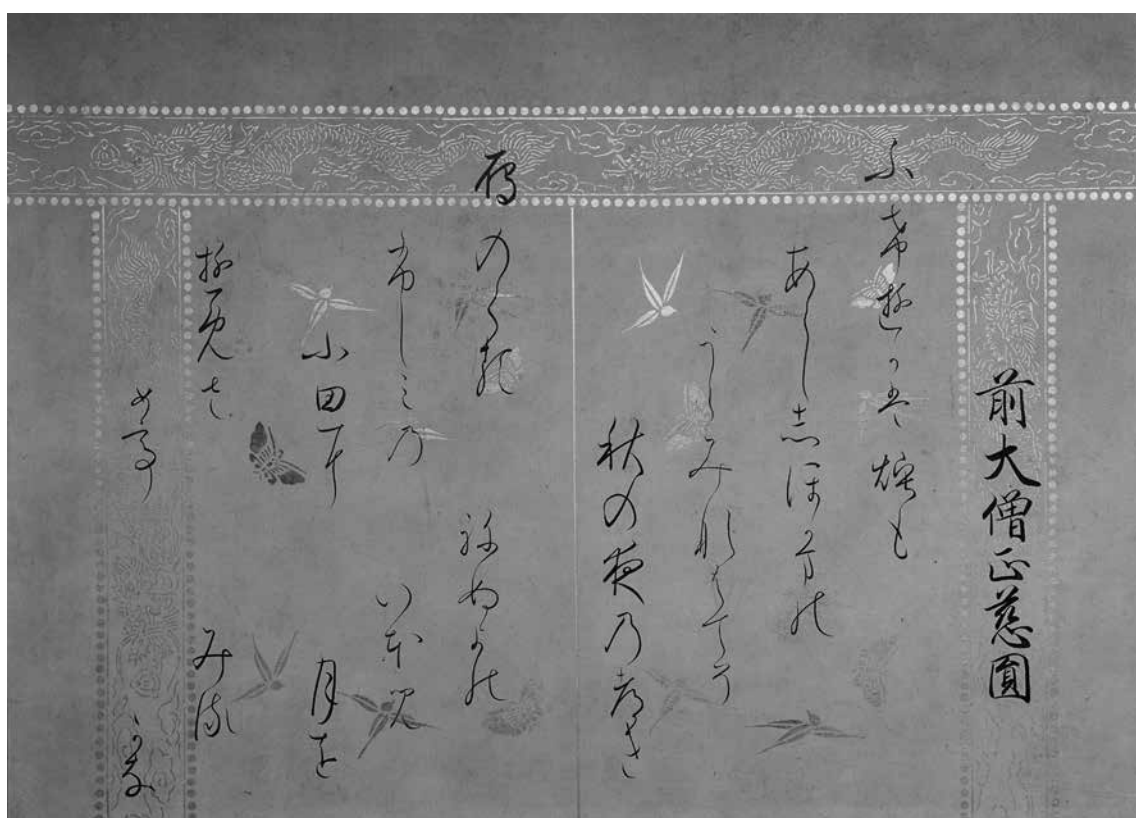
	元禄9・1696	元禄16・1703	元禄17・1704(宝永元)	宝永4・1707	宝永5・1708	宝永6・1709	宝永7・1710
関白	近衛基熙→	鷹司兼熙→			近衛家熙→	(摂政)	(太政大臣)
左大臣	鷹司兼熙→		(大炊御門経光)	近衛家熙→	九条輔実→		
右大臣	近衛家熙→		(三条実治)	九条輔実→	二条綱平→		
内大臣	九条輔実→		(中院通茂)	二条綱平→	今出川伊季→	久我通誠→	



【図2】



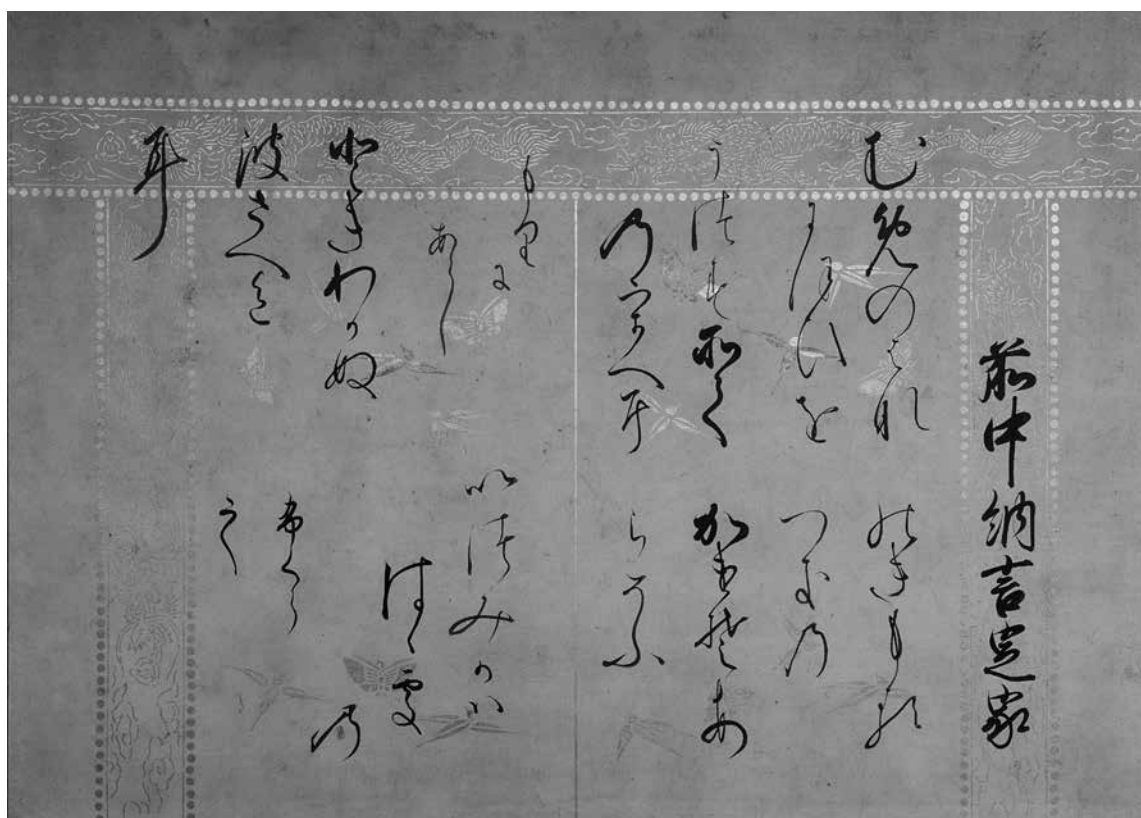
【図3-和歌1】後京極攝政前太政大臣



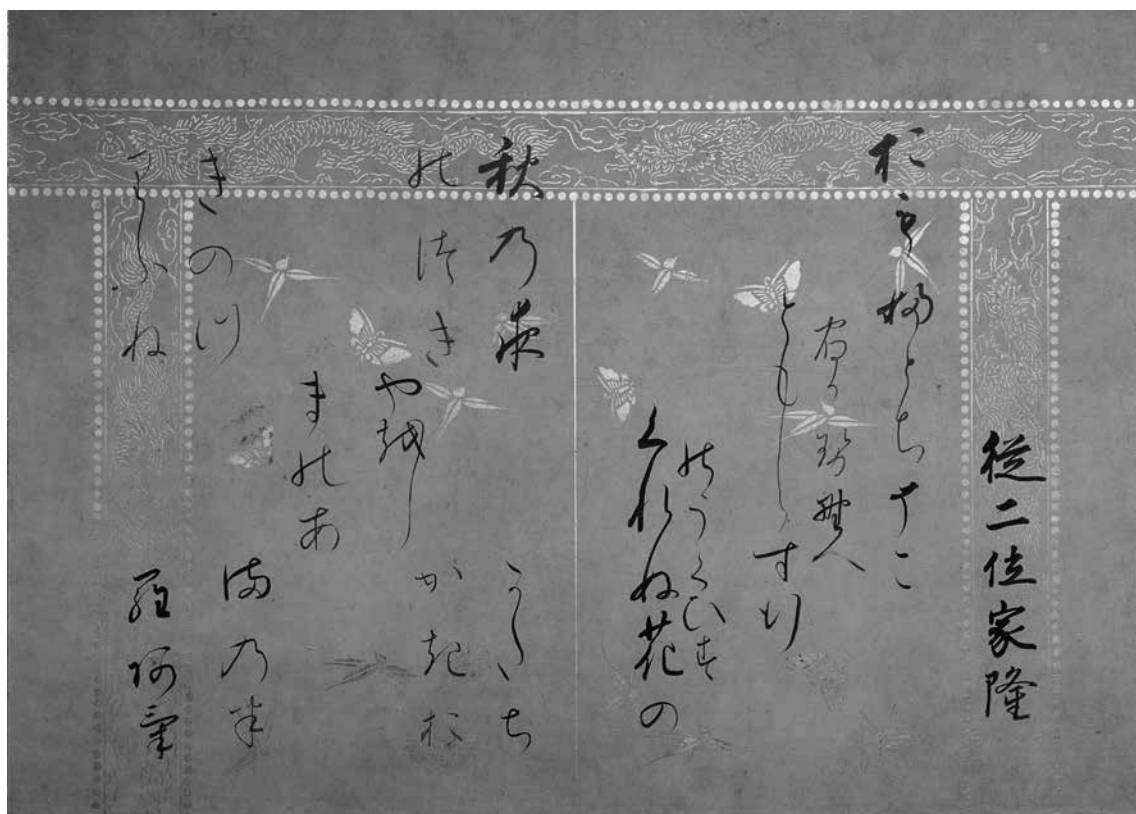
【図3-和歌2】前大僧正慈圓



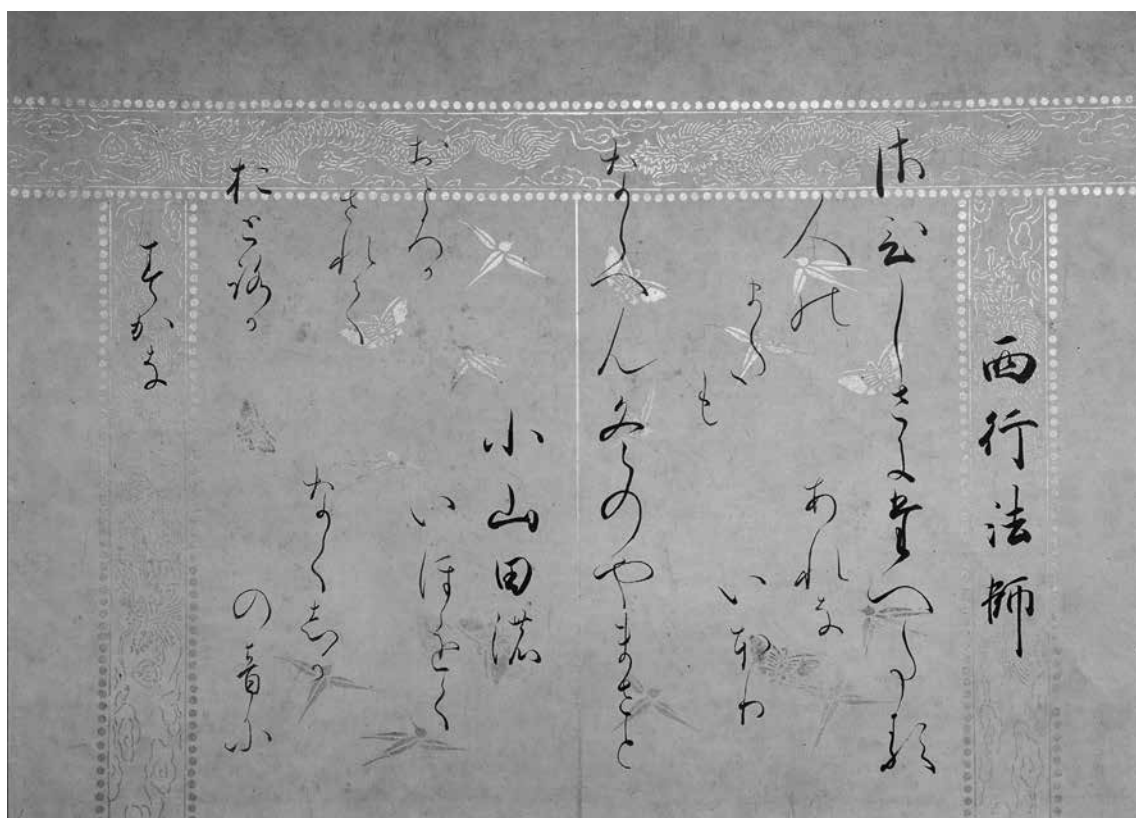
【図3-和歌3】皇太后宮大夫俊成



【図3-和歌4】前中納言定家



【図3-和歌5】従二位家隆



【図3-和歌6】西行法師



【図4－絵2】和歌2（前大僧正慈円）の絵



【図4－絵1】和歌1（後京極摂政前太政大臣）の絵



【図4－絵4】和歌4（前中納言定家）の絵



【図4－絵3】和歌3（皇太后宮大夫俊成）の絵



【図4－絵6】和歌6（西行法師）の絵



【図4－絵5】和歌5（従二位家隆）の絵



【図7】「女房三十六歌仙画帖」〈宮内卿〉和歌



【図6】「女房三十六歌仙画帖」〈相模〉和歌



【図9】「新六歌仙画帖」・表紙



【図8】「女房三十六歌仙画帖」〈中務〉和歌